

○寒川町審議会等の委員の公募に関する規則

平成19年1月16日

規則第1号

改正 平成20年3月25日規則第9号

平成25年9月5日規則第33号

平成27年8月21日規則第28号

平成28年11月17日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、寒川町自治基本条例(平成18年寒川町条例第32号。以下「条例」という。)第21条の規定に基づき、審議会等の委員の公募に関し必要な事項を定めるものとする。

(平20規則9・一部改正)

(用語の定義)

第2条 この規則において審議会等とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関及び町政に町民、有識者等の意見を反映させることを目的として要綱等により設置される協議会、委員会、懇話会等をいう。

(平20規則9・一部改正)

(公募に適さない審議会等)

第3条 条例第21条第1項に規定する正当な理由とは、審議会等が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 法令等で委員の資格要件が定められている場合
- (2) 専ら非公開情報を取り扱う場合
- (3) 特に専門性の高い場合

(公募委員の選定基準)

第4条 公募により選考される委員(以下「公募委員」という。)の選定基準は、次に掲

げるとおりとする。

- (1) 公募委員の人数は、別表に定めるところによる。
- (2) 公募委員の選定に当たっては、男女比、年齢構成等に配慮するものとする。
- (3) 公募委員の再任は、引き続き同一の審議会等の委員に再任する場合にあつては、1回に限りこれを認めるものとする。また、その職を退いた後2年以上の期間を経過したときに、これを認めるものとする。

(平25規則33・一部改正)

(応募資格等)

第5条 公募委員に応募することができる者は、公募委員に選任される日において、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

- (1) 条例第3条第1号に規定する町民として1年以上経過している満20歳以上の者
- (2) 本町の他の審議会等の委員に選任されていない者
- (3) 本町を含む行政機関の職員又は本町の町議会議員でない者

2 前項の規定にかかわらず、公募委員に選任された者が、自己の都合により当該公募委員の職を辞したときは、当該職を辞した公募委員の残任期間中に選任される公募委員に応募することができない。ただし、公募委員の職を辞するにあたり、次に掲げる理由があると町長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 公募委員が疾病その他の理由により、長期にわたり治療を要することとなつたとき。
- (2) 公募委員の家族の介護、看病等が長期にわたり必要となつたとき。
- (3) その他町長が特別の事情があると認めたとき。

3 第1項の規定にかかわらず、審議会等の設置目的、委員の構成その他の状況を考慮し特に必要であると認める場合は、他の条件を付し、又は条件を変更して公募することができる。

(平20規則9・平28規則22・一部改正)

(募集の期間)

第6条 公募委員の募集は、公募委員の選考予定日のおおむね2月前までに行うこととし、1月程度の募集期間を設けるものとする。ただし、これによることのできない事由がある場合は、この限りでない。

(周知事項及び方法)

第7条 前条の募集を行う場合の周知すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 審議会等の名称及び概要
- (2) 公募する委員の人数
- (3) 委員の任期
- (4) 応募の資格、方法及び期間
- (5) 選考の方法
- (6) 委員の職務及び年間開催予定回数
- (7) 報酬等
- (8) 審議会等を所管する課等(以下「事務局」という。)の名称及び連絡先
- (9) 前各号に掲げるもののほか、事務局が必要と認める事項

2 前項の規定による周知事項は、次に掲げる方法により周知するものとする。

- (1) 公募案内書(一般の閲覧に供し、又は配付するため、公募を行う審議会等ごとに周知事項を列記したものをいう。以下同じ。)の事務局の窓口その他の町長が定める場所への備付け
- (2) 公募案内書の町広報及び町ホームページへの掲載
- (3) その他事務局が適当と認める方法

(平20規則9・一部改正)

(応募の方法)

第8条 公募委員に応募しようとする者は、必要な事項を記載した公募委員応募申込書(別記様式)を提出しなければならない。

2 前項の規定による応募は、窓口での手渡し及び郵送によるほか、ファクシミリ又は電子メールによることができる。

(公募委員の選考方法等)

第9条 公募委員の選考は、別に定めるところにより設置する選考委員会により行うものとする。

2 選考は、公募委員応募申込書に加え、次に掲げる方法のいずれかにより、又は併用して行うものとする。

(1) 小論文

(2) 面接

(3) その他事務局が適当と認める方法

3 選考の基準及び手続は、選考委員会があらかじめ定める。

(選考結果の通知)

第10条 事務局は、選考の結果を応募者全員に通知するものとする。

(応募がなかった場合等の取扱い)

第11条 公募を行つた場合において、事務局は、次の各号のいずれかに該当するときは、公募の例により再公募を行うものとする。

(1) 応募人員が公募する委員数に満たなかったとき。

(2) 第9条の規定による選考の結果委員とすべき者が公募する委員数に満たなかったとき。

2 前項の規定による再公募を行つた場合においてなお同項各号のいずれかに該当するときは、事務局は、公募委員が公募する委員数に達するまで同項の規定による再公募を行うものとする。ただし、当該審議会等の運営上やむを得ないときは、事務局は、選考委員会及び町長の承認を得て、再公募を行わないことができる。

(平27規則28・一部改正)

(公募の特例)

第12条 前条の規定にかかわらず、同条第1項各号のいずれかに該当する場合において、当該審議会等の性質上やむを得ないときは、事務局は、選考委員会及び町長の承認を得て、公募委員を選任することができる。

(平27規則28・追加)

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平27規則28・旧第12条繰下)

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月25日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に委員の公募を行っている町政に町民、有識者等の意見を反映させることを目的として要綱等により設置される協議会、委員会、懇話会等の公募の委員については、なお従前の例により選考することができる。

附 則(平成25年9月5日規則第33号)

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成27年8月21日規則第28号)

この規則は、平成27年9月1日から施行する。

附 則(平成28年11月17日規則第22号)

この規則は、平成29年1月1日から施行し、同日以降に選任する公募委員について、適用する。

別表(第4条関係)

審議会等の委員数	公募委員数
16人以上	2人
15人以下	1人

備考 この表は、公募委員数の最低基準を定めるものである。

別記様式(第8条関係)

年 月 日

公募委員応募申込書

(宛先)寒川町長

氏 名

以下のとおり、町の審議会等の公募委員に応募します。

住 所			
連 絡 先			
職 業		生年月日	年 月 日
寒川町との関わり	在住・在勤・在学	性 別	男 ・ 女
審議会等の名称			
自己アピール			
住民活動の経験			
応募の動機			
公募委員の経験がある場合は、その名称と任期	名称	任期	
応募資格 (選任日時点)	☐ 寒川町自治基本条例第3条第1号に規定する町民として1年以上経過している満20歳以上である。 ☐ 寒川町の他の審議会等の委員に選任されていない。 ☐ 寒川町を含む行政機関の職員でない。 ※全てに当てはまらなければ、応募はできません。		

※ 記入スペースが足りない場合には、別紙(様式は問いません。)に記入し、添付してください。

※ 個人情報の取扱いについて

公募委員の応募、選定等に関し、本申込書に記載した個人情報その他公募委員の応募、選定等に必要の情報について、町長が利用することに同意します。

署名 _____

別記様式(第8条関係)

(平28規則22・全改)